

# 入札説明書

平成31年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認  
基準等検討の反訳業務

平成31年1月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う平成31年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準等検討の反訳業務については、仕様書に定めるもののほかこの入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 末岡 隆則

## 2 競争入札に関する事項

### (1) 件名

平成31年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準等検討の反訳業務

（詳細は仕様書による。）

### (2) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### (3) 納入場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が指定する場所

## 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）

ア. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ. 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の事項に該当する者は競争に参加させないことがある。

① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 全省庁統一資格の一般競争参加資格において、関東・甲信越地域で、「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 入札説明会に参加した者であること。

(5) 競争参加資格確認のための書類審査を通過した者であること。

#### 4 競争参加資格のための書類

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を自己の負担において調製のうえ、①から②については2部、③については参加要項に記載されている部数を平成31年2月19日(火)17時30分まで(郵送の場合は必着)に下記に掲げる場所に提出し、その確認を受けるものとする。

当該書類は契約担当者等において審査するものとし、採用しうると判断された者のみを競争参加の有資格者とする。

当該書類を審査した結果、採用不可と判断した者については契約担当者等より連絡する。(採用しうると判断した者については連絡しない)

なお、契約担当者等から当該書類について説明を求められた場合には、これに応じるものとする。

- ① 行政関係機関から送付された競争参加資格審査決定通知書の写し
- ② 別紙様式1による証明書
- ③ “「平成31年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準等検討の反訳業務」参加要項”に掲げる項目の内容を満たす企画書等(技術審査に係る成果物含む)

#### (2) 書類の提出場所

① (1)中“①～②”の書類(以下の2部署に1部ずつ提出。)

ア. 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
財務管理部 契約課 TEL 03-3506-9428

イ. 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル10階  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
審査マネジメント部 審査企画課 TEL 03-3506-9438

② (1)中“③”の書類(以下の部署に参加要項に記載された部数を提出。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル10階  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
審査マネジメント部 審査企画課 TEL 03-3506-9438

#### 5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成31年2月5日(火)14時00分

(2) 場所 東京都千代田区霞が関3-3-2

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 第8・9会議室  
(新霞が関ビル6階 西側)

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、紙により提出するものとする。なお、入札者はその提出した入札書を引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (2) 入札書の受領期限は平成31年2月25日(月)17時00分とする。
- (3) 入札書の提出場所は以下のとおりとする。  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
財務管理部 契約課 契約第一係 Tel.03-3506-9428
- (4) 入札書の様式は、別紙様式2にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役殿と記載)及び「〇〇月〇〇日開札[件名]の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (5) 入札書には総額を記載し、必ず入札書別紙を添付すること。
- (6) 落札決定にあたっては、総合評価落札方式を採用し、入札書に記載された金額をもって価格点の算出根拠となる入札価格とする。なお、価格点と技術点の合計点が最高点を獲得したものを落札者とする。
- (7) 電話、電信、郵送等による提出は認めない。
- (8) 入札書の日付は提出日を記入のこと。

## 7 開札等の日時及び場所

### (1) 開札の日時及び場所

- ① 日時 平成31年2月26日(火)11時00分
- ② 場所 東京都千代田区霞が関3-3-2  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 第8・9会議室  
(新霞が関ビル6階 西側)

### ③ 開札の実施

- ア. 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ. 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ. 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

## 8 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次の各号に該当する入札書は、無効とする。
  - ① 入札金額、入札件名、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名の記載)及び入札者の押印のない入札書。(代理人が入札する場合は、代理人の氏名を併せて記入し、押印すること。)
  - ② 入札金額の記載が明確でない入札書

③ 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者の押印のないもの

④ 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人の氏名が明確でない入札書

(3) その他その意思表示が民法上無効とされる入札

① 公序良俗に反する入札

② 心裡留保による入札

③ 虚偽表示による入札

④ 錯誤による入札

## 9 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

## 10 代理人による入札

(1) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に別紙様式3による委任状を提出すること。復代理人が入札する場合は代理人との委任関係を明らかにする書類も併せて提出すること。

(2) 委任状の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 11 落札者の決定方法

(1) 機構が作成した予定価格の制限の範囲内において入札説明書、仕様書及び参加要項で指定する性能、機能等の要件のうち、必須とした項目について基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする。なお、最低入札額が、機構が作成した予定価格と比較し著しく低い場合は調査を行う場合がある。更に予定価格の30%に満たない低価格の調査時には入札額の根拠となるより詳細な積算を求め、明らかなコスト割れと判断した際には契約を締結しない場合がある。

(2) 落札となる者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、

再度の入札の回数は最大3回とする。

## 1.2 契約金額

1時間（録音時間）あたりの単価契約とし、入札書別紙に記載されたそれぞれの金額をもって契約金額とする。

ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を契約金額とする。

## 1.3 入札保証金

全額免除する。

## 1.4 契約保証金

全額免除する。

## 1.5 支払条件

別添契約書（案）参照

## 1.6 契約書

- (1) 落札者を決定したときは、遅滞なく別紙(案)により契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 1.7 入札参加者の一般的心得

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書、参加要項、仕様書、契約書(案)等を熟覧のうえ、入札しなければならない。これについて疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。入札後、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札者又はその代理人が当該本人であることを確認するため、身分証明書又は名刺等の提示又は提出を求めることができる。
- (3) 入札指定時刻に遅刻した者は、入札場所に入場することはできない。ただし、特別な理由により指定時刻までに参集できない場合で、客観情勢の許される範囲内で定刻までに参集した他の入札参加者の了解を求め、入札開始時刻を若干遅延させることがある。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当者等の指示によるほかは入札場所から中途退場することができない。
- (5) 初度入札で無効となった者又は再度入札において辞退した者は、その後の入札に参加できない。
- (6) 初度入札に参加しなかった者は、再度入札に参加できない。
- (7) 入札参加者は、その提出した入札書を引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) 落札決定後、落札者が契約担当者等の指示に従わず、速やかに契約手続きに入らない場合は、落札の決定を取り消すことができる。この場合において、機構に損害を与えたときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として請求することができる。

18 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

財務管理部契約課 村田 暁彦

TEL 03-3506-9428

FAX 03-3506-9417

## 証 明 書

当社は、次の事項には該当しません。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号の一に該当した事実があった後 2 年間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

契 約 担 当 役 殿



# 入 札 書 (第 回)

1 件 名 「平成31年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準等  
検討の反訳業務」

2 金 額 金 円 (内訳は別紙のとおり)

3 契約条件

契約書、仕様書その他一切貴殿の指示のとおりとする。

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

代理人氏名

印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

契 約 担 当 役 殿

# 入札書別紙

項目	数量	金額
新薬等治験相談反訳料（1時間あたり） …(a)	@ 円×600時間＝	円
日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準 等検討反訳料（1時間あたり） …(b)	@ 円×248時間＝	円
入札書記載額	(a)+(b) ＝	円

注 数量で1時間あたりの単価に乗じている600時間及び248時間は、仕様書で定める平成29年度実績時間の合計である。

新薬等治験相談 (a) : 300回×2時間＝600時間

基準作成業務 (b) : 240時間+8時間＝248時間

(内訳)

日本薬局方原案検討 : 80回×3時間＝240時間

医療機器承認基準等検討 : 4回×2時間＝8時間

# 委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

## 記

### 1 委任する行為

「平成 3 1 年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準等検討の反訳業務」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

### 2 委任する期日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 印

代 理 人 住 所

所 属 ( 役 職 名 )

代 理 人 氏 名 印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

契 約 担 当 役 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 御中

## 秘密保持等に関する誓約書

貴機構から委託された平成31年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医療機器承認基準等検討の反訳業務（以下、「本件業務」という）を、受託者である〇〇〇〇株式会社（以下「弊社」という。）が実施するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

1. 弊社は、媒体および手段を問わずに貴機構から秘密であると明示されて提供された情報その他、それを漏らすことが貴機構の利益を侵害すると客観的に認められる情報（以下、「本件秘密情報」という）を、本件翻訳業務遂行のために必要な翻訳者等（以下、「翻訳者」という）を除く第三者に対して開示いたしません。ただし、以下のものについては本件秘密情報に含みません。
  - (1) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に公知であったもの
  - (2) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に所有していたもの
  - (3) 弊社が貴機構より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの
  - (4) 弊社が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したもの
  - (5) 法令または裁判所の命令により開示を義務づけられたもの
2. 弊社は、本件業務遂行のため別紙に記載する責任者を選任し、当該責任者の管理の下、本件業務に従事する全ての自己の作業者が本誓約書の内容を遵守するよう、管理台帳等を使用し、適切に管理します。
3. 弊社は、前項に規定する責任者の管理の下、翻訳者に対し、弊社が貴機構に対して負うのと同等の秘密保持義務を負わせ、かつその遵守についても貴機構に対する責任を負うものいたします。
4. 弊社は、本件秘密情報を本件業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。
5. 弊社は、貴機構の書面による事前の承諾なしに、本件業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写または複製いたしません。
6. 弊社は、貴機構から要請がある場合または本件の個別の業務終了後は直ちに本件秘密情報を貴機構に返還し、または秘密保持上問題のない方法により、翻訳者に開示した情報も含めて本件秘密情報を破棄および消去した上でデータ消去を証明する書類を貴機構に提出いたします。
7. 弊社が本誓約書の内容に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、貴機構に損害が発生した場合には、弊社は貴機構に対しその損害を賠償いたします。

8. 本誓約書と原契約とで異なる定めがあるときは、本誓約書の規定が優先して適用されることを確認します。
9. 本誓約書は、本件業務終了後も本件秘密情報が秘密性を失う日まで有効に存続することを確認します。

以上

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町 1 - 6 - 5

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 社印

本件業務の責任者

〇〇株式会社 □□ □□